

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	市税の収納に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊岡市は、市税の収納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県豊岡市長

公表日

令和7年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税の収納に関する事務
②事務の概要	<p>市税の収納に関する事務とは地方税法等の法律に従い、納税者対象者から納められた各種税金に対して以下に記載された管理を行う事務を指す。</p> <p>【調定登録・変更事務】 課税事務にて賦課された当初課税情報および課税更正情報を受領し、調定情報として管理する。</p> <p>【収納消込事務】 入金情報を取込み、調定額と収入額を比較し、完納・未納・過誤納の把握を行う。</p> <p>【口座振替の管理】 口座振替処理を行い、結果確認を実施する。</p> <p>【還付・充当事務】 収納消込、課税更正による調定変更の結果、収入が調定を超えて納め過ぎの状態になった場合、過誤納分に対して還付事務または充当事務を行う。</p> <p>【督促事務】 納期限までに完納しない納税義務者に対し、督促状を発送して納付を促す。</p> <p>【返戻・公示事務】 送付先不明などの理由で納税通知書(督促状)が返送された場合に対象者調査を実施し、再度通知書を送付する。</p> <p>【年次繰越事務】 会計年度内の収入実績をまとめ、税務会計担当部署への提出用資料を作成する。</p> <p>【窓口事務】 納税義務者の申請により、証明書の発行や納付書の再発行を実施する。 <特定個人情報の利用について> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、市税の収納事務では特定個人情報を以下のように取り扱う。</p> <p>I. 個人番号の取得 ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住記連携にて取得) ②宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。</p> <p>II. 個人番号の利用 ①本人確認(真正性確認) 本人確認(申請書の内容確認など)の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。</p> <p>III. 特定個人情報の提供・照会 ①情報提供ネットワークシステムへの情報提供は現時点ではなし。 ②情報提供ネットワークシステムを介して業務に必要な情報を取得する。</p>
③システムの名称	宛名システム、収納システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、滞納システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)収納特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	

法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)第1項、別表の24の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条</p>	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民部 税務課	
②所属長の役職名	税務課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所 総務部 総務課 TEL(0796)23-1111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所 市民部 税務課 TEL(0796)23-1111	
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	1年ごとに事務取扱者に対するサイバーセキュリティ研修を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	公表日	2019/6/28		事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-1	2019/4/1	2020/2/29	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-2	2019/4/1	2020/2/29	事後	
令和1年6月28日	I-5-②	税務課長 中奥 政明	税務課長	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-1	2017/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-2	2015/8/1	2019/4/1	事後	
令和2年3月23日	公表日	2019/8/28	2020/3/27	事前	再実施
令和2年3月23日	Ⅱ-1	2019/4/1	2020/2/29	事前	再実施
令和2年3月23日	Ⅱ-2	2019/4/1	2020/2/29	事前	再実施
令和5年1月13日	公表日	2020/3/27	2023/1/13	事前	
令和5年1月13日	I-1-②	<特定個人情報の利用について> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、個人住民税事務では特定個人情報を以下のように取り扱う。	<特定個人情報の利用について> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、市税の収納事務では特定個人情報を以下のように取り扱う。	事後	
令和5年1月13日	I-1-②	Ⅲ. 特定個人情報の提供・照会 ①情報提供ネットワークシステムへの情報提供および照会は現時点ではなし。	Ⅲ. 特定個人情報の提供・照会 ①情報提供ネットワークシステムへの情報提供は現時点ではなし。 ②情報提供ネットワークシステムを介して業務に必要な情報を取得する。	事前	公金受取口座情報の提供開始に伴うもの
令和5年1月13日	I-4-①	実施しない	実施する	事前	公金受取口座情報の提供開始に伴うもの
令和5年1月13日	I-4-②		・番号法別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの);27の項	事前	公金受取口座情報の提供開始に伴うもの
令和5年1月13日	Ⅳ-6	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事前	公金受取口座情報の提供開始に伴うもの
令和5年1月13日	Ⅳ-6		十分である	事前	公金受取口座情報の提供開始に伴うもの
令和5年4月7日	公表日	2023/1/13	2023/4/7	事後	
令和5年4月7日	I-5-①	市民生活部 税務課	市民部 税務課	事後	組織改編に伴うもの
令和5年4月7日	I-8	豊岡市役所 市民生活部 税務課	豊岡市役所 市民部 税務課	事後	組織改編に伴うもの
令和5年12月13日	公表日	2023/4/7	2025/3/14	事後	
令和5年12月13日	Ⅱ-1	2020/2/29	2025/2/28	事後	様式変更に伴うもの
令和5年12月13日	Ⅱ-2	2020/2/29	2025/2/28	事後	様式変更に伴うもの
令和5年12月13日	Ⅳ-8		十分である(住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。)	事後	様式変更に伴うもの
令和5年12月13日	Ⅳ-11		十分である(1年ごとに事務取扱者に対するサイバーセキュリティ研修を行っている。)	事後	様式変更に伴うもの
令和7年3月27日	I-3	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第1の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)第1項、別表の24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	法改正に伴うもの
令和7年3月27日	I-4	・番号法別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの);27の項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	法改正に伴うもの